

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	松村 みち子
学位の種類	博士(工学)
学位記番号	都市博甲第 1734 号
学位授与年月日	2015年 3月 25日
学位授与の根拠	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第4条第1項及び横浜国立大学学位規則第5条第1項
学府・専攻名	都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻
学位論文題目	移動制約者のモビリティに配慮した駐車政策に関する研究
論文審査委員	主査 横浜国立大学 教授 中村 文彦 横浜国立大学 教授 大原 一興 横浜国立大学 教授 高見澤 実 横浜国立大学 准教授 田中 伸治 横浜国立大学 准教授 松行 美帆子

論文及び審査結果の要旨

本論文は第1章の序論から第7章の考察と結論までの7章の構成となっている。序論では研究の目的と意義、移動制約者の定義、研究方法を示し、第2章で既存研究のまとめと本研究の位置づけ、第3章で海外の取り組み事例を述べた。第4章ではわが国における移動制約者をめぐる現状についてまとめた。2010年に警察等が導入した高齢運転者等専用駐車区間制度の評価を第5章に、2006年に佐賀県が導入し31府県2市に広まっているパーキングパーミット制度の評価を第6章で行い、第7章で考察と結論にまとめた。

本研究では、移動制約者を、身体的理由により移動する際に困難を伴うなどの制約を受ける人で、かつ駐車場の利用者と定義し、乗降に必要な空間によって分類し、駐車政策の評価に用いた。移動制約者にとって自動車は最も重要な移動手段の1つである。自動車による移動には発着点で必ず駐車が生じ、駐車場所が必ず必要となる。現状分析の結果、わが国では自動車保有台数の増加にあわせて駐車場が整備され、駐車需要はほぼ満たされているものの、移動制約者の駐車場所は量が不十分で、誰が使っても良いのかという明確な基準ではないことが明らかになり、先の分類に照らし合わせて量と質の課題を明らかにした。

新しい政策例として高齢運転者等専用駐車区間制度を取り上げ、神奈川県での導入事例を検証した結果、路上の駐車場は不足する路外駐車場を補うための過渡的措置と位置づけられているが、本制度の利用実態調査の結果では、路上駐車場にはそれなりの役割があることが確認された。

もうひとつの政策例でありパーキングパーミット制度について分析した結果、移動制約者用駐車スペースに停められる対象者を明確にした点が評価されると判断した。さらに、当該スペースの必要量について、先の移動制約者分類をもとに各種データから推計すると全駐車台数の約5%となり、これをもとに、施設の用途に応じて設置数の調整を行うことが最も現実的な改善方法であることを示した。

また、不正利用が多ければ設置数を増やしても停められない人は減らないことから、不正利用の防止策として、行政上の違反offenseとしての罰則の適用は、より受容性が高く実効性のある管理方策と判断できることも明らかにした。

本論文は、移動制約者のための新しい駐車政策に着目し、公表統計、関係者へのヒアリングおよびアンケート、独自観測調査アンケートに基づき、施策実施後の駐車実態を丹念に分析し、調査上の課題、計画における課題について成果をまとめた点で、きわめて優れており、新規性、完成度、有用性の高い学術成果といえる。

研究成果はすでに、英語1本を含む3本の第一著者としての査読論文としてとりまとめられ、成果は関連学会において十分に認められているものと判断できる。入学以前より、公益財団法人国際交通安全学会の顧問の要職につき、研究活動を推進しており、その研究能力は高く評価されていると判断できる。

平成27年2月6日12時30分より、土木工学棟セミナー室において、審査委員全員の出席のもとで、公聴会を行い、引き続き学位論文審査会を開催した。審査会における質疑応答

を通して、専門領域である都市交通計画に関連する分野の科目について博士(工学)の学位を得るにふさわしい学力を有すると判定した。外国語については、刊行論文の内、一本が英語であることや、海外での講演活動などの実績より、十分な学力を有していると判断した。また、修了に必要な単位は取得済みである。以上より、当該学生は都市イノベーションの分野において博士の学位を得るに値する学識を有するものと認め、審査委員の全員一致により十分な学力ありと確認し、試験合格と判定した。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。